

(様式第2号)

第14回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成20年6月7日(土) 9:40~11:55
場 所	北館2階 第4会議室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和  事務局 岡本副市長 松本総務部長 契約課職員
事務局	総務部契約課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 委員及び事務局の紹介
- (2) 委員長選出
- (3) 委員長代理の指名
- (4) 指定委員の選出
- (5) 芦屋市入札監視委員会設置に至るまでの経過及び入札契約制度改善委員会提言並びに芦屋市入札監視委員会意見書の取り組み状況
- (6) 議事  
入札・契約手続の運用状況等の報告  
競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況報告  
芦屋市入札監視委員会意見書の進捗状況及び今後の方向性について

2 提出資料

- 資料1 助役収賄事件から入札監視委員会に至るまでの経過  
資料2 入札契約制度改善委員会報告書(提言)の取り組み状況  
芦屋市入札監視委員会意見書の進捗状況  
資料3 契約課執行入札状況(平成20年1月~3月)  
資料4 入札参加資格停止等の運用状況一覧表(平成20年1月~3月)  
資料5 契約課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表  
資料6 契約課所管公共工事入札状況 参加業者・落札者区分別一覧表  
資料7 平成14年度~19年度 工種別落札率比較  
参考資料 兵庫県建設工事入札参加選定要綱  
参考資料 総合評価実施マニュアル(国土交通省)抜粋

3 審議経過

- (1) 委員長の選出 阪口委員が委員の互選により委員長に選出
- (2) 委員長代理の指名 委員長の指名により小島委員が選任

- (3) 指定委員の選出 指定委員に富田委員を選出
- (4) 芦屋市入札監視委員会設置に至るまでの経過及び入札契約制度改善委員会提言並びに芦屋市入札監視委員会意見書の取り組み状況について、事務局から説明

(5) 入札・契約手続の運用状況等（平成20年1月～3月）を報告

- ・ 一般競争入札 該当なし
- ・ 公募型指名競争入札 該当なし
- ・ 簡易公募型指名競争入札（電子入札） 1件
- ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 20件
- ・ 随意契約方式 2件

建設工事のこの間の平均落札率は、84.01%で、この結果平成19年度の年間平均落札率は、84.60%となった。市内業者のみで行った入札は、平均落札率が94.03%と依然と高落札率にとどまっているが、予定価格が1千万円未満の工事に限られており、経費率等を考えればやむをえないのではないかと考えられる。予定価格が1千万円以上8千万円未満の工事については、平均落札率が77.44%となっており、競争性が発揮されてきていることを事務局から説明。

（質疑・応答）

- ・ 電子入札は、初めて行ったのか。どのくらいの業者が参加したのか。  
電子入札システムを平成19年8月に導入し、利用者登録を開始した。9月には、模擬入札及び市内業者を対象に説明会も行った。その上で第1回目の電子入札として平成20年2月に公募をかけ、3月に入札執行した。12社から参加申請があり、入札を行った結果、7社が最低制限価格で並んだため、電子くじによって落札者を決定した。
- ・ 電子入札の利用者登録の状況はどうなっているのか。  
登録状況は、市内業者でも全体の60%程度、市内・市外業者全体では、40%程度にとどまっている。このため、工種によっては、利用者登録が少ないため、工事発注があっても電子入札ができないという場合もある。

(6) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況等（平成20年1月～3月）を報告

- ・ 7件で延べ14社に対して指名停止の措置
 

独占禁止法違反	2件延べ9社
労働安全衛生法違反	2件延べ2社
その他	3件延べ3社
- ・ 平成19年度1年間では24件延べ118社

(7) 芦屋市入札監視委員会意見書の進捗状況及び今後の方向性について

過去3年間の入札状況について事務局から説明

- ・ 全体的な落札率は、平成17年度90.94%、平成18年度87.81%、平成19年度84.60%と下降してきている。
- ・ 予定価格が1千万円未満の工事では、落札率が横ばいであるが、1千万円以上の工事では確実に落札率が低下しており、特に8千万円以上の工事では、最低制限価格での落札が大半を占める状況となっている。

- ・ 入札監視委員会の意見書に基づき、平成18年8月から予定価格が1千万円以上の工事については、指名業者数の30%以上の市外業者を指名することとしているが、これにより参加業者の対象が広がり、競争性が発揮されてきている。
- ・ 最低制限価格で入札する業者が増えており、最低制限価格で並ぶため、くじ引きによる落札決定が増えてきている。市内業者も積極的に最低制限価格による入札をするようになってきているが、くじ引きによって落札決定するため、市内業者が落札できないケースがあり、市内業者が最低制限価格で入札した場合は、市内業者を優先させるべきではないかとの不満が寄せられている。
- ・ 入札監視委員会の意見書で希望価格表示型競争入札の採用を求められているが、競争性が発揮されてきている現状の中にあっては、敢えて導入するメリットは少ないと思われる。
- ・ 市内業者が落札した件数は、ほぼ横ばいであるが、平均請負額は平成16年度以前と以後ではかなり低下している。市内業者育成の観点から何らかの施策を講ずる必要があると考える。
- ・ 市内業者をある程度優遇する措置として地域貢献度を考慮した総合評価方式の導入が考えられる。

(主な意見・質疑等)

- ・ 事務局の報告の中で3つの問題点、課題点に集約されるように思われる。  
入札で、最低制限価格で並んだときに、くじ引きで落札者が決定されるので、市内業者が最低制限価格で入札しても取れない場合がある。そのときにどうするのか。  
予定価格が1千万円以上の入札については、市外業者を指名業者に入れることによって競争性が発揮されてきているので、市内業者育成の観点から見直す必要があるのではないか。  
地域貢献度を考慮した総合評価方式をどういう形で取り入れていくか。
- ・ 市内業者に最低制限価格で工事を請け負うかを打診して最低制限価格で請け負うということになれば、それ以下はないわけであるから、市にとって有利な条件ということで随意契約の理由になるのではないか。公明性、公平性をどうするのかということはあるが。

(事務局)

- 公平性の問題もあるが、最低制限価格では請け負えないということになれば、設計を組み替えてあらためて競争入札に付さなければならないので、非常に手間がかかることになってしまう。
- ・ 市内業者のみの入札を試験的にやってみればどうか。対象工事の全てを市内業者のみで行うのではなく、そのうちの何割かは市外業者を入れるやり方はどうか。市外業者も入ってくる入札を混在させるが、どの入札を混在させるかは分からないようにするなどの工夫を考えてはどうか。それによって落札率が上がってしまうようであれば元に戻せばよいのではないか。
  - ・ 市内業者を育成するための対策はある程度考える必要があるのではないか。何か良い方法がないか一度考えてもらいたい。
  - ・ 総合評価方式について、芦屋市内に本店を有していることに加え、芦屋市在住の従業員を何人雇用しているのか、あとは防災協定を結んでいるのか、ボランティア活動を行っているか等を評価項目とすればいいのではないか。

(事務局)

地域貢献度のみを考慮すると、最低制限価格で入札しても地元業者が落札することになるので、市外業者は最低制限価格で入札しなくなることが懸念さ

れる。

- ・ 年間の工事のうち何件かを地域貢献度のウェートを高くするというやり方もあるのではないか。

(事務局)

極端に地域貢献度のみのウェートを高くするのは好ましくないので、技術力や他の社会貢献度も評点に入れて市外業者でも落札できるようバランスをとる方式を考えなければならない。工事ごとに総合評価方式の評点の基準を変えということになれば、その都度学識経験者に意見聴取をしなければならないことになる。予定価格のランクごとに評価の基準を設定するということは可能かもしれない。さらに研究をさせていただきたい。

- ・ 市内業者育成対策、総合評価方式等について、素案を策定してもらって、監視委員会の意見を聞くというやり方もあるし、試行してみてその結果で監視委員会の意見を聞くというやり方もある。様々な方法があると思うが、工夫をしてもらいたい。
- ・ 本年10月に愛知県豊田市で入札改革フォーラムが開催される予定で、その中心となるテーマが総合評価方式になりそうだ。入札監視委員会委員として入札改革フォーラムに参加できるよう検討してもらいたい。

閉 会